

楽器販売「ヤマハミュージックジャパン」（東京）が、47都道府県で展開する英語教室の講師約1400人を雇用関係のない個人事業主と扱つ一方、報酬は給与とみなして所得税を源泉徴収していることが28日、

同社への取材で分かった。専門家は「労働者としての性格が強い証拠で雇用関係が認められるべきだ」とし、残業代の支払いなどを受ける権利があると指摘していく。

員から天引きした所得税を納税する制度。同社は「講師は契約上は個人事業主だが、税法上は（報酬を）給与所得として扱っている」とし、年末調整もしていると説明。こうした実態を踏まえ、労働組合「ヤマハ英

法や教材が指定され、講師の裁量は限られているといい、国税当局が個人事業主に当たらないと判断した可能性がある。同社は源泉徴収を始めた経緯について、「回答は差し控える」としている。

宏弁護士は「講師は労働者として認められるべきだ」と話す。最高裁判例で源泉徴収を根拠の一つとしている。

# 源泉徴収も雇用関係なし 「ヤマハ」英語講師1400人

# 「ヤマハ」英語講師1400人

語講師ユニオン」（大阪）  
は残業代の支払い、有給休  
暇付与、社会保険加入など  
雇用関係に基づく待遇を求  
めている。

講師は契約上は労働者ではないため、残業代や休日出勤の手当もなく、会社主催の会議や研修などには無報酬で出席。昨年12月、一

労組によると、1987年ごろに東京国税局の指導で原良政又さんからこう云

部の講師が労組を結成し、  
1月に初めての団体交渉に  
臨みました。

**労組、待遇改善求める**

樂器販売「ヤマハミュー  
ジックジャパン」(東京)  
が、47都道府県で展開する  
英語教室の講師約1400  
人を雇用関係のない個人事  
業主と扱う一方、報酬は給  
与とみなして所得税を源泉  
徴収していることが28日、  
同社への取材で分かった。  
専門家は「労働者としての  
性格が強い証拠で雇用関係  
が認められるべきだ」とし、  
残業代の支払いなどを受け  
る権利があると指摘してい  
る。員から天引きした所得税を  
納税する制度。同社は「講  
師は契約上は個人事業主だ  
が、税法上は(報酬を)給  
与所得として扱っている」  
と説明。こうした実態を踏  
まえ、労働組合「ヤマハ英

法や教材が指定され、講師の裁量は限られているといい、国税当局が個人事業主に当たらないと判断した可能性がある。同社は源泉徴収を始めた経緯について「回答は差し控える」としている。

労働問題に詳しい清水亮  
宏弁護士は「講師は労働者  
として認められるべきだ」  
と話す。最高裁判例で源泉  
徴収を根拠の一つとして  
「勤務先の指揮監督下で労  
務を提供した労働者に当た  
る」と認めたケースもある  
としている。